

平成十五年政令第二十七号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令

内閣は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第二条第二号ホ及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三条第二号への政令で定める法人）

第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金融経済教育推進機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域の運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立健康危機管理研究機構、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方税共同機構、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、福島国際研究教育機構、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

（法第三条第三号ロの政令で定める者）

第二条 法第三条第三号ロの政令で定める者は、日本年金機構とする。

（法第三条第八号の政令で定める犯則事件）

第三条 法第三条第八号の政令で定める犯則事件は、次に掲げるものとする。

一 国税又は地方税の犯則事件

二 金融商品取引の犯則事件

三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に基づく犯則事件

（法第十条第一号の政令で定める手続等）

第四条 法第十条第一号の政令で定める手続等は、別表の上欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等であって、それぞれ同表の下欄に掲げる手続等に該当するものとする。

（法第十二条の政令で定める書面等及び措置）

第五条 法第十二条の政令で定める書面等は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供 ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の行政機関等への提供 ハ 個人番号カードの行政機関等への提示又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の二第六項の規定による同法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録の行政機関等への送信
二 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十一条第一項に規定する戸籍謄本等、同法第十二条の二に規定する除籍謄本等又は同法第二十条第一項に規定する戸籍証明書若しくは除籍証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、戸籍法第二百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の行政機関等への提供
三 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二百十九条第一項に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 (1) 土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3) 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第六条第一項に規定する不動産識別事項 ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、行政機関等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該行政機関等への提供

四 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 (1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号 (3) 商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号 ロ 前号下欄口に掲げる措置 ハ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供
五 商業登記法第十二条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	前号下欄ハに掲げる措置
六 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書	第一号下欄イに掲げる措置

附 則

この政令は、法の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。ただし、第一条中日本郵政公社に係る部分は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九二号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九七号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月二四日政令第三二二号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月二四日政令第三二八号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月二四日政令第三二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月三〇日政令第三四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月三〇日政令第三四三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月三〇日政令第三四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十五条までの規定、附則第十六条中財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第三条第三十四号及び第十九条第五号の改正規定並びに附則第十七条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月六日政令第三五八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月六日政令第三五九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月八日政令第三六四号）抄

以降省略